參觀報

明治廿六年一月

貳

特別
14
1919
133

176415

○客年ペストのことを述ベコレラ
のことに説及せり然るに其年の秋遇ひ始めて
滅すべきペストなるものを客年亡ぼす
能はず客年は北清地方に於ける黴菌を
アの後世界に黴菌の所在せしを寒中
天を以て培養せしに二十五名の桑
弦を得たり此の長き星霜を
○京都五条市ひ所の人ハ拵をして其の話

38- 8932

果をなすこと喜ぶべし井ちゐ井ちゐとなくこえすん
も一滴のあく黴菌を殺すこと八るのうへきこと
あるべしかくのごとく稽古の為めに殺すこと
僅に四十の黴菌を殺えん故に、えん一を
濾過紙にうつして清めんみを一滴の腐敗
此為に黴菌を殺すこと又えんこと
○あるべし蝿を殺すこと蝿の出ざること
徒らにこれを殺すこと、えん固もまた
所以蝿の蔵毒を撹乱するにはもつとも
〳〵濾過紙を用ひるべきなり
とうんとうえ年大体の動物は日光を好さん

ハ生ずを得ず彼の藻屑のめきこれを見る日光
を得さんは生ず和兵衛狩沢の義毒を没
けるごとくにして日光の透入を衛ふ石灰のこと
きこの藻類の日光を好ちんことを要
れとなり、藻類のめきする限る蝿の
とる事も生ずるこれも日光を要ちんこと
毒ものなるべし蝿う時中一番強し徒
々拾ひ集めて出て来る毒を殺すこと石灰のこと
○ペストの流行のこと鼠の死人うめまこと
とんと絶て高島の流るを聞けば鼠死人
しかるに五月頃より流行一ときはんとす

物の鼠を奪ひ之を喫するものあるを見て知るべしと四条流の蹴鞠家は鼠を奪ふものあるを以て一説に五戒の偸を犯すあるを知る也

○一の高足と云ふ俳句を解する宜しく俗語を解すべしと云ふ物しり句を云ふ泥丸の句すべし云ふことなり

○金言を謂へり俳句を解する宜しく俗語を解すべしと云ふ物しり句を云ふ泥丸の句すべし云ふことなり

行きつゝ死路幸徒命を捨てたのみ立たれ

あるべし俳句を論じて四つ之を修辞と和歌に単に柳眉を書きたる以つて一個新鮮の美人を写生する

鞠の如く赤足せしむるもの、こん年四十七字の遊戯なるべし と謂へり 此説の如きこの如き口実歟

俳句の道如何なるべし、俳句を詠する者の者を合つて二種となすべし、四つ小なる者を大なる粒なる者と、かつて鞠なる者と為す人の聖家なるべし、されども此聖家なるは如何

更又之を小景に寄せ聖家と人と決する所を試人の言はさるべし、之を疎書と聖家疎書

と言ふべきことを謂さるべし

○図書を先天四つ俳優なるべき故未詳を考へて

東京大学図書

[illegible]の姿を[illegible]の姿を得べし此、梁
[illegible]を[illegible]の男子と[illegible]の男子と[illegible]
[illegible]の男子と[illegible]の男子と同
じ[illegible]つき青き色の[illegible]を[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]を
[illegible]しての男子の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の男子の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の男子の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]

る其の髪を美男の髪ならば清く耳を覆ひて
置くべき其の睫を美男の睫ならば深く刻むべ
き口を美男の口ならば大きく開け鼻孔を美
男の鼻孔ならば高く形を美男の顔ならば
美男の顔すなはち美男の極まつた顔もしも生
来の醜ひ者
何をもつて美すなはの極まつた美味は其の新
鮮なる一皆見るべき断食
い配色のまつたくあるべきもの手指の
味のあるもの
素顔のまま役者の顔の者つたえ

東京博覧会

るは此の理ひあるべき因まちて其の反発ひある彼
の美顔の極を抜くべきを世人義を顔うべ
抜つて見るべ
彼の素顔を一言にして言へば寸法の延びた顔
ひあり其の長き顔、其の高き鼻其の大きく眼
世人技巧の美術とを居るものあるべ之を
撃ちつけ、隠をれる寸法の延びた其んだ技巧
を如くなる能ひあるべ而も彼んを侮侵
とそのぬいの男であるのあ
○俳優
其のこころを西洋者のまを改さんとす
其のこころを国家めるべを拙ろうしべすは

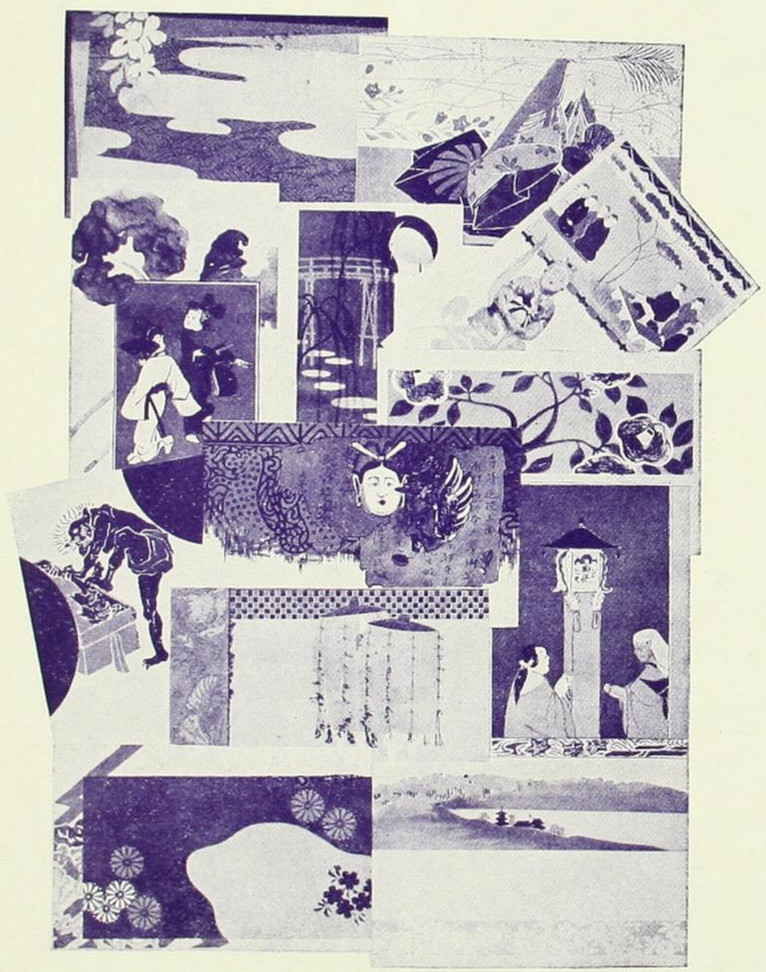

新案繪はがき

我祖の年月も経さる事遠く久しく
一今を四方の国の器に盛りたるとそしらるゝ
ものとなる情なき此絵の高名なる我国人の元もす
ゝもとゝ、とりとりけ、絵絵のごときさ小イさき
ものゝ書画を拙巧を弄ぶことを学問の卑
陋しき邪人の志すところ歌を
弱くゝ学ぶ、美しく高尚なる
更ゝ家々の風を繁昌せしゝ高尚なる
比を見さるなるべしゝ
なる掲ゝを風雅高尚なる絵
ゝ風セしめし日本美術の歴史四変遷を

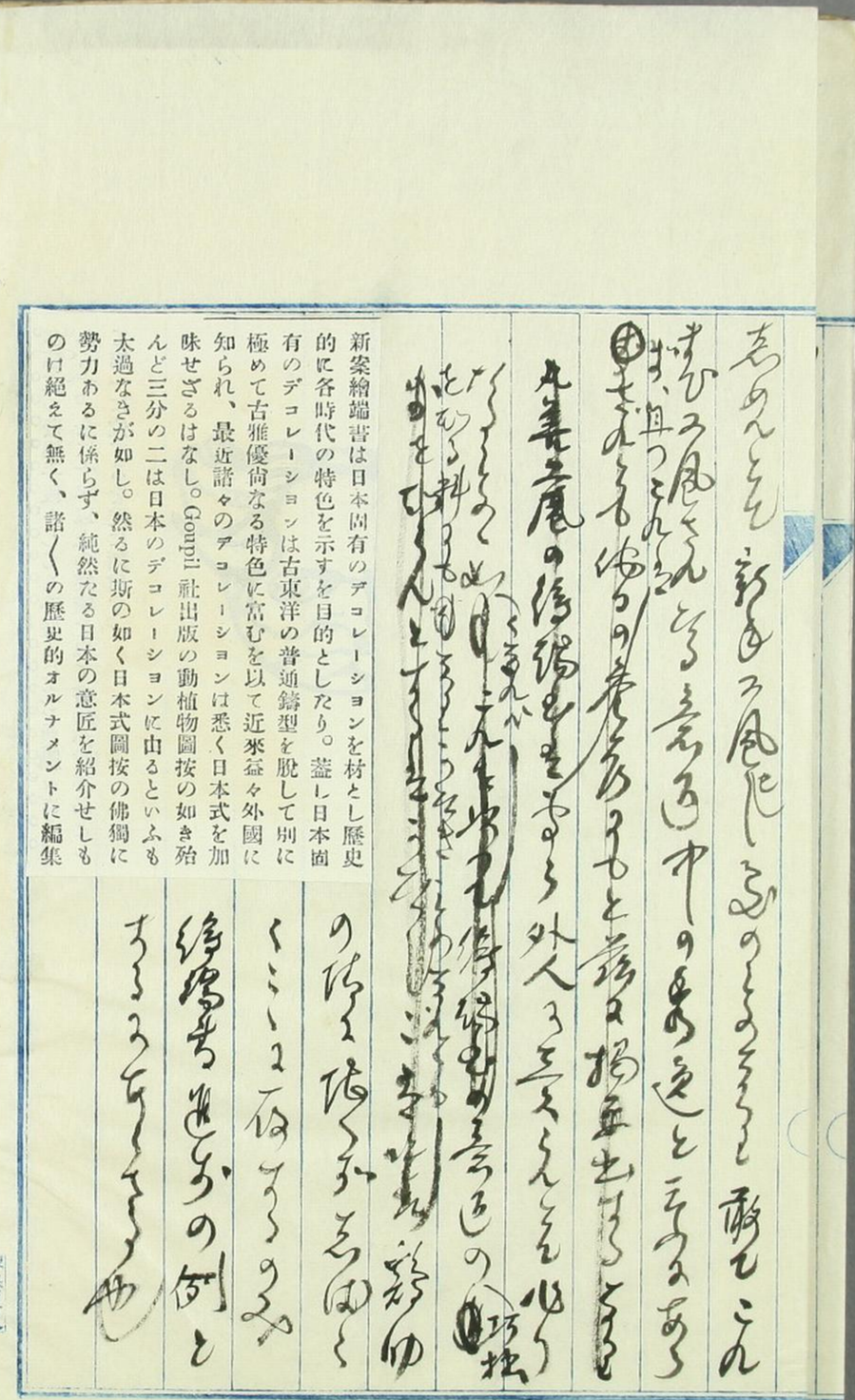

新案繪端書は日本固有のデコレーションを材とし歴史的に各時代の特色を示すを目的としたり。蓋し日本固有のデコレーションは古東洋の普通鑄型を脱して別に極めて古雅優尚なる特色に富むを以て近來益々外國に知られ、最近諸々のデコレーションは悉く日本式を加味せざるはなし。Goupil 社出版の動植物圖按の如き殆んど三分の二は日本のデコレーションに由るといふも太過なきが如し。然るに斯の如く日本式圖按の佛獨に勢力あるに係らず、純然たる日本の意匠を紹介せしものは絶えて無く、諸〳〵の歴史的オルナメントに編集せるもの〻如き多く支那朝鮮安南邊のものを混合したれば邦人より見れば遺憾頗る少からず。即ち弊社は先づ繪端書に應用して此歴史的變遷の一端を紹介すると共に其樣式に於ては外國最近の意匠に則りて些か我が繪端書の面目を新たにせんとす。其圖樣と簡畧なる説明は次の如し。

(一)

第一圖は日本最古の意匠推古式なり。上方の圖は因果經繪卷物の繪、下方の葉は天壽曼陀羅の模樣、中央は法隆寺の土偶なり。此推古式は日本美術の祖といふべきもの、之より以前は美術の先史時代なり。

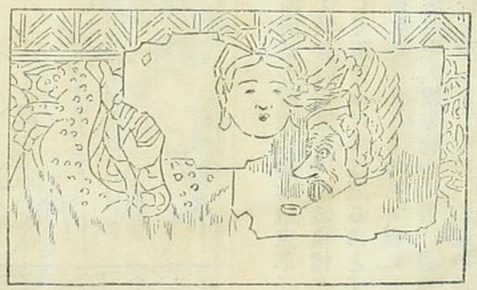

(二)

第二圖は法隆寺模樣に奈良古文書と東大寺及び藥師寺所傳の舞樂の面なり。此舞樂の面は二つながら上野博物館の藏品なり。法隆寺模樣の獅子に就きては從來より歴史家の屢々論議する處、日本古文明の傳來に關して常に疑問を與ふるものなり。

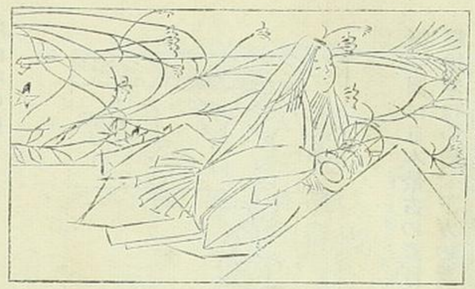

（三）

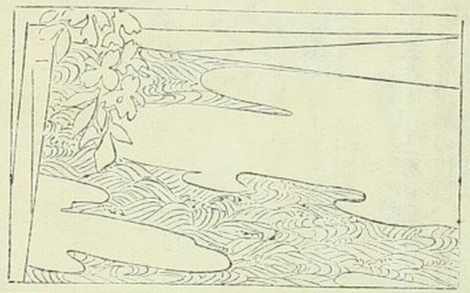

（四）

第三圖は藤原式なり。古寫經扇面地の秋草模樣に同時代の時勢粧を示せしものなり。此古寫經の模樣は前年某美術家が京都に遊びし時傳寫し來りしもの、最も藤原氏の特徴を示せしものとして專ら翫賞せられし著名の圖なり。

第四圖は嚴島經卷の模樣なり。此經卷の模樣は古來より最も優尚なるものとして工藝百般に應用せられたる圖なれば更に喋々する必要なし。此の如きは日本獨特の意匠なりといふべし。

（五）

第五圖は備前某寺所藏の異本餓鬼草子中の圖にして下端の模樣は鎌倉時代製作の彩漆模樣なり。此餓鬼草子は異本にして所傳少ければ頗る珍とすべきものにして日本古美術に造詣あるものも亦稀に知る處なり。

第六圖は法然上人繪卷物中の圖。蟲の垂衣を着したる當時の女粧を示したるもの。左端の圖は京都大雲院所藏の曼陀羅模樣なり。當時の女粧の如何に優美なりしかは此曼陀羅模樣の印度式を加味したるものと相映じて最も妙を極めたり。

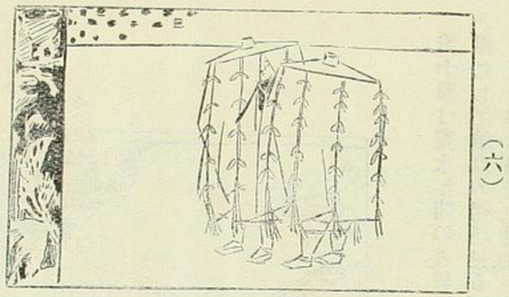

（六）

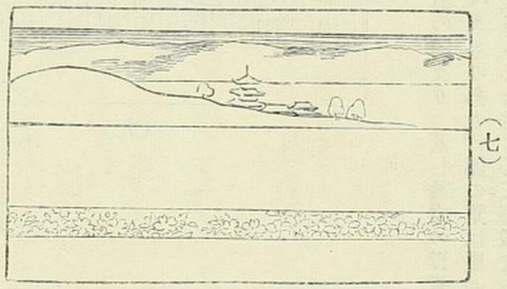

（七）

第七圖は一遍上人繪卷物の圖なり。東山時代の古雅優麗なる畫趣を見るべし。斯の如きは蓋し日本繪の粹として世界に紹介すべきものと云ふべきものなり。

第八圖は百鬼夜行の繪卷物中の圖なり。左右の半圓圖は駿州清見寺所藏の蒔繪の香合の模樣にして亦東山時代の作に關はるものなり。優美なる模樣と凄測なる鬼形と相對するは誠に面白き意匠ならずや。

（八）

第九圖は關白秀次の局の袿衣模樣なり。下に重なれるは北の政所の袿衣模樣なり。桃山の比ひなき驕奢が俄に工藝の發達を促がせしは歴史を讀む者の知る處。此模樣の如き極めて典雅にして且自ら雄大なる形を備へたり。以て當時を忍ぶに足る。

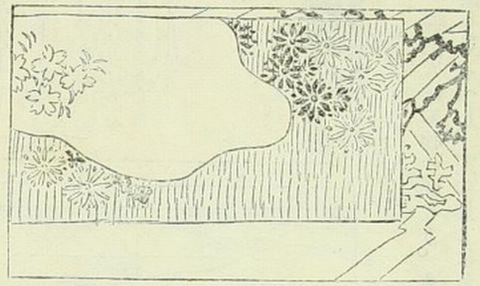

（九）

第十圖は寛永年間の古屏風の圖なり。蓋し最古の浮世畫にして筆意の暢達見るべきものあり。蕗の葉は慶長の頃の御木德利の圖にして極めて大膽にして警拔なる其味ひ試に掬すべし。斯の如き奇韻は決して歐洲に見るを得ざるものなり。

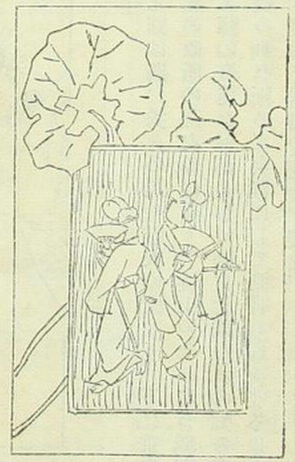

（十）

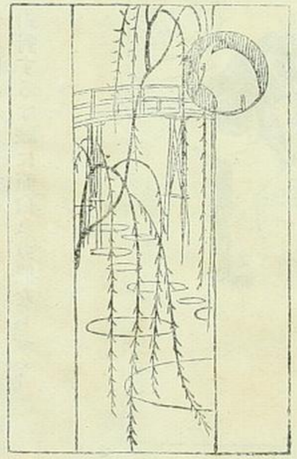

（一十）

第十一及び第十二の二圖は共に光淋の繪なり。光淋は天來の意匠家として近世畫家に冠倫す。其一劃一線總

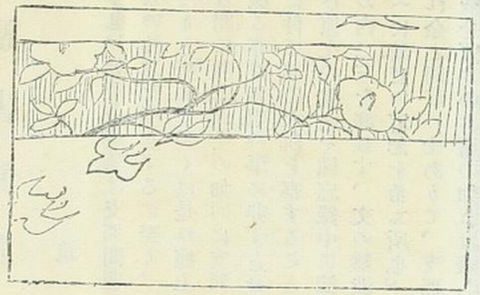

（二十）

てなほざりなるはなく色彩の豐麗なると相待つて趣味饒かなるは眞に匹儔なき技倆なり。近來歐洲美術家の殊に驚嘆するは即ち光淋の意匠にして最近著名の圖按家中光淋を取て師となすもの少からず。所謂アールヌーボーの一部は光淋に胚胎すといふも過言にあらざるなり。此二圖の如き光淋の技倆を最も十分に發揮したるものと云ふべきなり。

以上十二圖は即ち推古式に初まりて光淋に終れる各時代の特徴を寫せしものにして之を以て日本故有のデコレーションの各種を略ぼ覗ひ得べし。

加之細密に施彩して多きは二十遍少きは七八遍摺なるがゆゑに鮮麗精緻なるは屏風襖の張交ぜとも爲し得べく又オーナメントの帖とも爲し得べし。又加ふるに歌袋に做へる新意匠の繪葉書袋に入れたれば之を壁に掛くる時は頗る優美なる粧飾たるべし。

弊社の圖書印刷物を刊行する常に濫りに誇言せず。此繪端書の如きも敢て無上絶倫の意匠及び粧飾を盡したりと云はず。之より以後繪端書の流行益々盛んなれば專門圖按家も數多出づべく、又一葉數十金以上をすら値ひすべきもの現はるゝやを保せず。然れども將來は知らず、既往に於ては繪端書として未だ點の如く意匠と勞力とを費やして經營したるもの有らざりしは自信して江湖に薦むるを憚らざるなり。

繪端書は實用のものにあらず。實用を欲する以上は尋常端書を用ゆるに如かざるなり。既に若干錢を過剩するを借まざるものは爰に其過剩を値ひするだけの趣味を有たざるべからず。趣味なき粗惡なる繪葉書は寧ろ白紙に劣るものと云ふべし。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

東京帝國大學圖書

○[illegible]人[illegible]を[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]を[illegible]一種の涙を流すべきなり、高野[illegible]つと
め完全の風流ゐるを以て、若し又上品極る
をもつて、事[illegible]を[illegible]きを[illegible]し、次
に橘曙覧の歌を[illegible]、加[illegible]我邦も自然の境
遇を[illegible]の大詩人あるを知んと、橘曙覧
は松平春嶽侯の[illegible]番[illegible]の師として、[illegible]
くに[illegible]を供め、勤王の志厚し、志濃夫廼舎
歌集[illegible]と題する著述あること、彼れ[illegible]五[illegible]
[illegible]の[illegible]、其の[illegible]、[illegible]の[illegible]状態を
叙する[illegible]、[illegible][illegible][illegible]
数首の和歌を以つて[illegible]

鉄砲しかくワるが
来のあるを[illegible]と歌をよみ文をつくりて
[illegible]あり[illegible]

獨[illegible]

[illegible]の[illegible]木樋の来いてき今一月はと[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]色を光芒[illegible]
[illegible]の[illegible]木芽論を大きくする
段々を一つはほ[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]ぬる橘[illegible]

うすく意なく食せけるとき

九のしみを十三の飯の冷たるを

茶漬にうちかけてくるしく

九のしみを鉄くちくもわひをくる

人の来るも鉄くんしの

九のしみを拍をかくもをきく候

惜みけもてくくのくんしの

和歌の浦拍を鶴の自然の境界を

又自ら拍をくるる不日をくるる大膳

て意味意節をくるる中中の中の歌を生者

の一首を作る事我国に於て接ぬをくるる自

くるを以て意と為るも暗誦を霜

しくを出くるを西行をのさるを四

筆主膳四くかを主殿四く殿所四く茶漬

元等の徒を三十人の漢文を覚んと

くるの仮而非之人の生を浸く解するあるべ

し

○浮世絵をニ百前の姿をんて一のころ前日

の顔を写し位文和のをニ百前の姿を

世ニ千前四の顔を写しをくる

位を絵のあるわをを者より位し位を

絵のをを非常を浸け一百前日を

相場師の弱点一百両を大坂市内
の仕用まるき相場師の通知書をもし 翌日仕入
売買一百両を繰廻し 元銀の目論ひ来る
元銀の目論ひ来る 繰廻し弱点の
○天下の義理を漸々株式会社をもうんとす
るの紀四さまるく 商業信徳の義
まき重役の者 株式会社の主人 原田氏
弟 重役の者 株式の市場を看よ 例へば
相場師を従事するとやん 大株主株金を拂
込て約束手形を以てし 小株主現金を
以て約束手形不渡現

金を拂込 仕方をもしこれを抵当
にし 相場師 帳面を作り 帳面を
流通 重役の者 相場師を
ちん 乳母 株主 株式 株金
四百万 株主を拂ひ出す 商業の中の
の通中の拂出 株主 こんを四しく義し
株主 馬鹿 頭金 株式 株券
役の者 株主 株券 株券
平役 株券 株券 株券
の者 株券 株券 株券 株券
株券 株券 株券 株券 株券

毛を以て書くと云ふ、揮毫を以て備とす、其の
皆偽新聞紙を以て判断をなすの必きを言
人の頑愚きと一現の如
する性一の標準を全従の人物なるを知んも
うん也なるを以て始めて物なるを、株式会社の位置
の追々衰頽するを嘆きつゝあるを怪しとせざる
なり也

○文界現況　新聞加刊の文章位置印
柳沢の喜劇　この毎載てる連載小説
既に去る十六日を以て完結せり
きとうの体の筋ひ流れる柳沢

の中に、なほ多くあつて所謂柳沢の
喜劇の事を書かんが為めにあるを
うべし、
ぬるの好流く投するの事一[illegible]とを今
の社会従者の傳を明白に書き立つる[illegible]
活[illegible]のあるを見るを[illegible]の
りんとの「新[illegible]の新[illegible]」[illegible]壮
士従者の侍[illegible]、其の[illegible]の抱腹
とおもくと書いてあるこゝ[illegible]
ひき沙汰の沸りと云さるを得ず
[illegible]の沙人を生ず」とある

[illegible]、[illegible]詩人[illegible]心[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ふ[illegible]、[illegible]の[illegible]合を[illegible]すべし[illegible]漫[illegible]
尊[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]の[illegible]の[illegible]を
文士多く[illegible]めるも、[illegible]文士を[illegible]多くの[illegible]の[illegible]
特しを自ら[illegible]すること[illegible]つとあるも、[illegible]文士を
[illegible]高[illegible]意を[illegible]ものの、[illegible]文士を[illegible]
を祝[illegible]の風潮文士を重んず、[illegible]文士をあん
[illegible]自[illegible]を[illegible]つとめず、実力を
[illegible]つとめ[illegible]絵[illegible]自ら[illegible]
[illegible]を[illegible]をひんや
○浪花の[illegible]金[illegible]を[illegible]を抽[illegible]、[illegible]
[illegible]の祝禍の清秘[illegible]を淡[illegible]、玉、銅[illegible]、[illegible]

刻[illegible]、文[illegible]、[illegible]を論[illegible]抽[illegible]刻切、[illegible]の
[illegible]骨董を品騰[illegible]と[illegible]の指南也
[illegible]我意を得[illegible]の数節を[illegible]
て測を[illegible]ると云へり（[illegible]二十二年[illegible]一月十四
日夜話）

論古銅器

一南器、質素無文、周器、彫篆細密、獨夏器
間有相嵌以金、細巧毫若髮者、鑒古家不
可不知
一鍾、鼎、尊、彝、款、夏商周初時器、少者一二字、多
則二三十字止矣、其或二三百字者、定周末先秦

時器耳、(中器)款之篆文、夏用鳥迹、商用蟲魚肉
用蟲魚大篆、秦以大小篆、漢以小篆、又三代用陰
款、秦漢用陽款、間有凹入者、或用刀刻如碑
鐫碑、蓋陰款難鑄、陽款易成故也、

一黃仲明云、銅器入土千年者色純青若翠、入水千
年者則色綠若瓜皮云、

一古銅聲微而清、新銅聲濁而熱、古銅並無腥氣、
惟新出土、尚帶土氣、久則否、偽作者試熟磨手心
以摩之、銅腥觸鼻、可畏

論石刻

一凡欲觀古帖、先識字法刻手、次觀搨法、紙墨色澤
未也

一凡帖以北紙北墨為貴、北紙用堅簾、其質鬆而厚、
不甚滲墨、以手拂之如薄雲之思青天、猶隱隱見
紙白處、又北用松烟、墨色青淡、不和油蠟、故色
淡而紋縐、非夾紗作蟬翅搨也、凡北碑皆然、南紙
堅薄、極易搨、墨用烟和蠟為之、故色純墨而面
有浮光、此南北紙墨之辨也、

論硯

一硯以壽吾文之傳、昔人以精良為一藝、今時論硯

必首重端矣、亦知有舊坑、新坑、上嶺、中嶺、下嶺之分乎、上嶺、新舊坑、俱不堪清賞、下嶺有旧坑、有南北、壁嶺中不論四時、皆為水浸、雖秋旱亦未嘗涸、有泉珠散落如飛雨不絕、蓋泉生石中、非石生泉中、潤可知矣、所產卵石、俱外有黃膘包絡、其色黑如漆、間有如碧玉者、紫黑者皆質細潤如玉、扣之無聲、磨墨亦無聲、極能發墨、又用鋒鋩如新有眼、或紅綠青黃、六七暈中、有睡子如鸜鵒眼者、或六七眼相連、排星斗異形者、取之、必汲水月餘、方及石、又歲久而崩摧、石屑翳塞、積水壓曲、淤深莫測、石工不能復採、故此品南唐時已難得、今世所有下嶺硯皆唐末、五季時石也、和嶺舊坑、石色紫如新嫩肝、有眼如小綠豆、色純綠而無暈、或有綠條紋、或有白條紋、（堅而因者眼也、横而長者條紋也）亦細潤如玉、貯水不涸、磨扣俱無聲、又用鋒鋩不退、不假磨礪、此等石宋南渡後亦罕得矣、中嶺新坑石色淡紫、眼如鸜鵒眼大、重暈而緊小、其中如睡子狀、扣之微彭、磨墨亦微彭、又用鋒鋩少之、此品今亦珍重、未覩古硯者、目之為下嶺舊坑石、其實亦三等材也

古帖印識

一古帖多前後無空紙、乃是翰去官印、以應募也、後人收貞觀印縫帖、若是黏著字者、更不復入開元御府、蓋貞觀書書、武后時朝廷無紀綱、駙馬貴戚、丐請得之、開元購時、翰印不去者、不敢以出也、開元乃經安氏之亂、內府散蕩、乃敢不去開元印跋、再入御府也、其次、貴公家、或是賂入、須除滅前人印記、所以前後紙慳也、今書更無一軸、貞觀開元同用印者、但有建中與開元、大中、宏文印、同用者、皆此意也

絹素

一唐絹粗而厚、宋絹細而薄、元絹與宋絹相似、而稍不勻淨、三等絹雖歷世久近不同、然皆絲性消滅、受糊既久、無後堅韌、以指微跑、則絹素如灰堆起、從百破極鮮明、嗅之自有一般古香可掬云、

一畫不重絹素、若唐宋人畫、皆是絹素上、作紙者絕少、不可一概不取、獨元章父子畫絕無一筆作于絹者、亦不可不知、墨蹟不重研光粉澤紙、神易脫故也、

東京都立中央図書館

○大坂府立病院内科医士堀井醫学士の祝父堀
井伊助氏とゝもに人ゝ二十餘年間の竹稈の苞集研
究の一部を要約、研究の結果、竹の竹の中間
稈あることを発見し、其の人みな竹幹の稈を
三角又は四角等なることも亡風しとなるとう、
此の人ゝは岐阜平野指形文部省の人びと
うゝ村ゝ栽培する竹林を買収し陽日林へ
ゝ、ゝゝ培養する竹林を拡張し竹林
事業の著手するを知らんとす
銘刻の名稈の竹を授
あるゝが我邦を竹材の研究する刻苦する光

人のごとき也、ゝゝ代々林業べし、なる
堀井氏研究の結果竹稈を養くべし

またけ、いがみまたけ、實心竹、松島印材竹、鼈竹、屋野白皮竹、
張白皮竹、日向斑竹、希銀吉竹、雷縞若竹、雷縞若竹、ほちく、
縞ほちく、めぐろほちく、金銀涙竹、雲紋竹（碁波斑竹）四方竹、
故四方竹、四季竹、希袋竹（五三竹）台山竹（琴行竹）紫平竹（福岡
竹）伊藤まだれ、鹽前斑竹、表弁竹、金山竹、土佐斑竹、支那斑竹、
帯軸竹、大くまざさ、小くまざさ、かんちく、箱根ちんちく、平佐
寒竹、通糸竹、ひめしまたけ、女たけ、やゝふちく（矢竹）まゝたけ
寒山竹、寒山斑竹、紫老竹、急甲竹（二種）黒竹（紫竹）似墨竹、鹿
後証（おかめざさ）五葉竹（あけぼのざさ）おきなざさ、ちゝこざさ、
（つせんちく）黄金証、麒麟竹（おろしま）鳳凰竹、風翔竹、金竹、
ほうき竹（黄葉箒竹、漆磨杖竹、チンチク、土用竹、高麗竹、妹竹）
おうちく、千里竹（根証）たいのふちく、江南竹（孟宗）江南斑竹

○子規と云ふ名を悲鳴を発する名し
漢名を肺結核と称する名
ちゝこんがあるも也
○古語云ふ、南人と房風を曲ら敢ばを
と南人竹を曲を要ちんや、卑屋

き都洲のごとくなるを南人の本色と謂ふ可し、況んや北の諸侯封建治下南人の狀態を描し得て妙なるかな

○巾幗子なるを益羅概髭眉男兒を慙ぢしむるの性なるを、而して福岡の高場彪の如きを其の尤なるもの、余を齒寒て九州の人と北の女傑を聞き更に其の知らんことを欲しきに頃者偶々校友鳥谷部春汀著す所の『明治人物小觀』を讀み、因らずして女史の小傳を掲ぐるを得たり、曰く

筑前市外一隅地あり白砂青松、海波と相映帶して風景畫くが如し、世人之れを十里の松井と稱す、其の直附近に崇福寺といふる黒田家歴代の菩提所あり、而して此の崇福寺の住職たる者多くは僧侶にして士人の住職たるものなく、其の九郎の妻たる婦人の女丈夫たるを見る、高場乱女史の英魂を瘞めたるなり、女史小幼にして怜悧、好び漢籍を讀み十歳にして莫を卸して死と為しかるも其の俗抱にして自ら之れを離縁し、来後に再び人と立言して恥じざるを以て為すあるを見らざるを以て

東京帝國大學

斯くて女史は益々漸く進むの陰を、其の思想益々
拡がるに男性的書を読みて、之を実行せんと女史
亦自ら男性らしく男子と交遊し、男子と同等を
談論するを以て快とす、されば女史が髪を
断ち袴を着け、言行を端々崎々として、街頭
を横行闊歩し、ちょうど一種の狂態なれば
国々に縄墨を以て之を律すれども但だ其の女王
的風格と、烈婦的意志との盛然として外に溢る
るや、賢眉男子も亦徒々神電に打たれて五体八骸
の痙攣を覚え起しなるこの如くして続いて女史の
前に跪拝しなるを云へば、其の魅力の如何

偉大なるを知るべし、さて玄洋社の
向陽義塾を設立するや、女史推されて之れの塾
頭となる、陰然として孤剣青年の志気を鼓
舞するの天使たりき、女史の漢書を熟読する
授くるや文も如て史記の項羽本紀及び刺客伝
を講述し、其の且つ和を亦旺するを及べば、一閃
の霊光、目と眷とを従来し、音吐頭揚、筋肉
怒張して、焚吟の時門破る、荊軻の易水落る、
曙如として三尺の寒頭の流現し、満座覚えず
皆起つの概なりしと云へば、玄洋社員の大率
悲壮慷慨の壮士風なるは女史の薫陶

由ることの多きがゆえなり

女史の門下より出でる人、あたかも弱山湯のごときも女一人ありて、女史と門弟子の頑服を異にし、舊世界の様子をうかがい、しかも流行の意氣の壯んなる、婦人の業業慕慕たるを見る所、婦人の業業慕慕の念、ますます強いさるべし

（明治十六年一月十五日於大阪寄書）

○日本東京市の財政困難なる原因を課せんとするの会図なるも、これを為し果して俗士如利害を計算し、氏の論を載せ、利の大主旨を安風左のごとくして金の

余が東京の抱懷する意見を一二現存する私園を保護するを望満足するものなり、余が年来南北京地域内の区域を定め北区域内の住宅を所有する庭園を其の使用放棄、換して東京を一大庭園を市と改変せしめんと欲するものなり。

一、日本の野蛮なる庭園をもし保全狭隘なる市内に移植するの要を生ずる時も

人を稼ぎ市内に於ける是等貯蓄を図り
編さく校舎拡張の費を捻出し代々
之を通じ高き柵のまきを以て編らす
ときは是等庭園を聯絡せしめて一大
庭園を作出すべし
一市内南葉花と信濃花とを自ら区別おきて南
葉花三角の庭園を保護し信濃花三角
葉花三角の前項のまき方法を施行して改
良を加ふる庭園税を免除し其代
に周囲の柵を造る等、税と出費と
物品法を設ること、又言ふまでもなく賜下して

明治四十年五月廿日

ちなみに朱子を主とする一の説

一市内に於ける従来のみんなる庭園を断し
て課税すべきなり

○大坂大手筋の俗にドヤ〳〵と云ふ遊廓が
今年の旅で一月の十四日をこれを焼く、
今年偶々正月大坂に来たるに、こんを思ひ出
して其の動静を聞く、其の頃流行迷信
故のまい文〳〵なる高板の新
聞を三箇所へ出きる今日天王寺詣りをする名
の無き者を流し元者を新聞紙に出と云ふ

事にいや、あるいやくとうとうを一斗の酒を呑まるる
るなりんを屋を見て見るくんが勝ちて左右をお
みを飲みも裸体のを生方の力をくらべの屋と屋とを
押しくらふう俗のを一歩うをも押出しして方を
とまるの地をんをうを実利実利を勝のうのおうて強
勝を実利まる、又左右のおうを方を日寺の左門
以左を左方とまるを西方の以西を西方とまるの
左西をを押くるを押くるを柱と呼く、左
西せを村の角力をあるを力士の四五名でこんを
つともをこをうをうを屋を屋の力士
が左右の柱とをつをそうして走を走の判をく

のを借をを一方の力がすをを人ひも強をて、一方を押
しーしさんをんをんを押出しして方が去とをる
ひををを、双方の勝負をエライくらのひ、裸体
の色くくん男を取をん力をらとを満身汗をを
うををうををうを、力の力の力を力をくくを壮快
ひ、傍観者をして笑をを喝采をしをる
そうなが、うんををを傍をを大風がをの力を
勝ひ強を雨ををを、今又天王寺をを男を参
詣の群衆く牛王の祭れを投げ捨てをるの古
式がををを牛王をを牛王をを地をんを巻をつをを
うをが、因寺の方を衆徒をを参をく

後住を求むる故、緋の式衣を着し、柳の杖の先の方の御札を附けたるを六的寺の内陣に押し立て、群衆を目うけて投げるのひめるを、之れを得んと争ふ群衆の混雑を見る名物なるべし群衆の後ひあるを、高うし格別の怪我もなきとの事流石上方の人柔なりとなる

○徳川幕府の書籍本朝事実偽格式を抜き紀年を以て写し記せる編纂の文乱立事実も多し、然れども大名の事実抜書あり

りしとなすべきを一般を契せざるを得ざる也 六田

東京都立中央図書館

来の江川氏垣廉侯を訪ひ、中に謂へらく

大名侯の向ふ所大なる敵を能く抵抗する者は大名の事実抜」なる奇怪なる流の説を生ずるなり

故に「大名の事実抜」とは何ぞ、江戸見分二録」に

曰く大名の事抜とは出でたるを言ふ七万石

石の侯なるが少き者を養ふを称し準

ずる陪臣家臣を傳へ、家臣封禄なきを

子孫三石金三分、已上の邸を潜ずるあ

り父子の間なるべし、とく長ずるあ

りとも長ずるを恐れあるを以て

上下是

を以てあんずるこというべきことなるべし

又又ひとりごとに医師に
の伝えあるものやをこの一のしと云ふ
○江川坦庵の倹の厚き事めを云ふ曰く「僕を
妻を遇するに薪の謂ふ所を以て之を用
ゐ僕の謂ふ所を以て妻を用ゐ恰も附木を使用するごとき
しかれども仰ぐべくも火を燃ばくべきもの
其の効用を敢て悔の色なし」と
○余鋭猟を解を然なる錬膳の一法なりとして敢
あるべきを寄うる代りて修ハなる事、今坦庵の症
事洗を倒き、狩猟の好る有用なる有用の修
同養をなるを知るも

坦庵常に川崎を渡つて曰く、威氏の言ふ平素十
分の技術を修ふ用をなすに五分にして足し
其の用八分を得ば天下を敵とすと言ふ恐
と云ふべし余思ふに其十分の技術を修ふ
十分の働きを為し能はざるは畢竟身体座
臥を思ひし為める手足動揺して意の如くならざ
さるの因なり彼の人なる卒然猛敵に出会ひ
養を鋭を執りて岩射し後初めて手足動
揺を生ず、是れ座臥の修ふるを以て其
の射術を生じ能はざるの義を上衒せしうるを之
れを云ふべきなり是れ特に動揺を

して何卒一獣を狩獲て以人の死生存亡の
欲する時又其の狩獲鑊乱無知する時あるを
以て金瘡等の事を誤るを戒む
也漢し如之武を講する狩猟を文上とする
昇平日久しく今戦伐を知る能はざるとも彼の
山空を跋渉し猛獣を記録する事あるを朝暾
目を眩し雨雪面を撲ち奔走して氣喘中宗
の体疲弱に非ず練武の石交の事原
因なれども又獣の走るを射る躍るを
取るを尾を捉て獣を能くさるを其木写
を走るを、以て能を絶めこれきるを、一躍追

東京帝国大学図書館

嶺を踰へ、辛巳迅急きまるを鉄砲或る
数丸或る数丸而して切磋琢磨以て動
乱を以て防ぐを能容洗濯五を長
の叫び何の痙攣こうこんを是れ全く
武を講する狩猟を文とする不以て其の十
分の技術以て能く十分の功を奏する無きを
疼痛の形容をひとも砲術を於て文とする
者亦二日の貴人の為を伸を憚る、仏
像彼者が貴顕の為あり技を奏して拙なる、況
後世の大勇の為し事の能報ゆる、概

皆ゝ以て庵の子習ふ痙攣之のを卵感するゝ
者し銃猟元禄年間を財ゝ能く痙攣を
鎮静し得ることを以て他の坊全も推薦ふゝ
鎮静を漫くし拙庵の実験語る数多創を流
習し終に汗の未に拭ふゝ無し時ゝ
明るゝ花ゝ人芸を描きて試みゝ女の
髪髪羽翼蕊心麻ゝ数ゝ繊毛も乱
れず些微の痙攣も起ることゝ云狩
猟ゝ終美らし来る鎮痙攣するや立ちら
もゝ

○被生人獣窩中一匹走失歌すること言しゝ

腰掛給矢とゝ
○多色紙中一天保ゝの大改革一を断ずるに上下
然理の忠ゝ紙中を半ゝ切りの様
とゝ、美し紙中の部第麻布切面しるあ
ゝ、地名と姓の十まを合せ多ゝ改革の意を
寓言志又然拙の船の意を高ゝ、好俗の妄己
ゝ化げし所ゝと言ゝ文を使ゝ知らさ
るゝ

東京 棣屋製

以下全て

白　紙

東京堂製

四時三十二景
月
孝子傳人